


これからの水災害とまちづくりの連携を考えるシンポジウム

	CPD 単位	申請中
	認定番号	申請中

一般社団法人 都市計画コンサルタント協会

近年、各地で大水害が発生しており、今後も気候変動の影響により、さらに降雨量が増加、海面水位が上昇するなどにより、水災害が頻発化・激甚化することが懸念されています。

これまで河川側と都市側が分離され計画・整備されてきたことによる課題もあり、河川整備は土木の専門領域ですが、都市側においても水との関わりについて先人の知恵や土木技術を知り、河川とまちづくりが相互に理解し、協働により技術や規制・事業等を組み立てていくことが必要です。

協会技術委員会で水災害とまちづくりにおける都市計画の役割について議論してきた内容を報告するとともに、学識関係者等との座談会を開催いたします。

- ◆開催日時：令和6年12月12日（木）13：00～17：00
- ◆開催方式：オンライン（Zoom システムを予定）
- ◆プログラム（時間、内容、講師等を変更する場合がありますのでご了承ください。）

13：00 開会

13：00～13：05 挨拶 （一社）都市計画コンサルタント協会 会長 芳賀 稔 氏

13：05～13：10 趣旨説明 （一社）都市計画コンサルタント協会 技術委員長 菊地 建生 氏
（第1セッション）

時間	講習内容のタイトル	講師
13:10-13:55 (45分)	日本人の伝統的自然観と治水のあり方	新潟大学名誉教授 大熊 孝 氏
13:55-14:10	質疑・討論 (15分)	

(休憩 5分)

(第2セッション)

時間	発表内容のタイトル	講師
14:15-14:45 (30分)	都市計画コンサルタントの役割・係わりについて	都市計画コンサルタント協会 技術委員長 菊地 建生 氏

(休憩 10分)

(座談会)

時間	講習内容のタイトル	パネラー
14:55-15:10 (15分)	座談会にあたっての問題提起	東京大学生産技術研究所教授 加藤 孝明 氏
15:10-16:40 (90分)	これからの水災害とまちづくりのあり方について テーマ：かわとまちの垣根をなくす 流域治水と沿川まちづくり コンサルタントの役割とは？	大熊氏、朝日向猛氏（一般財団法人国土技術 研究センター）、加藤氏、小出和郎氏（株式 会社都市環境研究所） 【司会】加藤氏
16:40-17:00	質疑・討論 (20分)	

17：00～ 閉会

1. 参加定員

Web：100名程度

2. 参加費

2,200円（内消費税200円）

3. 申込方法

- ・参加資格要件はありません。どなたでも参加できます。
- ・お申込は、協会ホームページ（<https://www.toshicon.or.jp/seminar-2-2#mizu>）よりお申込ください。
- ・お申込み時に定員となっており、受付できない場合がありますので、予めご了承ください。
- ・お申込いただいた方には自動的に受付完了に関しての電子メールをお出ししています。電子メールが届かない場合は「6. 申込先・問合せ先」までお電話でお問合せください。
- ・参加費は「4. 申込締切日・払込締切日」までに、「5. 参加費の支払い」の振込先にお振込みください。
- ・参加費は、原則、事前振込みをお願いします。ご都合の悪い方はお問い合わせください。

4. 申込締切日・払込締切日

令和6年12月6日（金）

※締切日が過ぎましても、人数に余裕がある場合は受け付けいたします。

ご希望の方は「6. 申込先・問合せ先」までお問合せ下さい。

5. 参加費の支払い

クレジットカード支払い

申込時にクレジットカードによる支払を完了させていただきます。

銀行振込

受講料は、令和6年12月6日（金）までに必ずお振込みを頂きますようお願いいたします。

みずほ銀行 町村会館出張所 普通預金口座番号：2371822

シャ）トシケイカクコンサルタントキョウカイ 宛

※ 振込の折は、通信欄等に「1212」（開催日）と会社名及び氏名をご記入（入力）下さい。

キャンセル

受講をキャンセルされる場合には令和6年12月6日（金）までに協会事務局までご連絡ください。それ以降は、キャンセルできません。受講されない場合でも受講料は返金しません。

6. 申込先・問合せ先

一般社団法人 都市計画コンサルタント協会 事務局 担当：田中 長
〒102-0093 東京都千代田区平河町 2-12-18 ハイツニュー平河 3F
T E L : 03-3261-6058 F A X : 03-3261-5082
E-Mail : info@toshicon.or.jp

7. その他

- ・お申込み頂いた個人情報は、当発表会の業務に使用させて頂く以外に、他の目的には使用いたしません。
- ・領収書は希望者のみの発行とします。必要な場合は必ず申込様式の通信欄にご記入のうえ、お申込ください。

以上